

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和4年9月6日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時54分

出席者 委 員 委員長 白石 幹 男
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 内 海 まさかず
青 木 一 男 松 本 喜 一 梅 澤 米 満
議 長 中 島 克 訓
傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹
森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政
針 谷 育 造 古 沢 ちい子 大 谷 好 一
坂 東 一 敏 小久保 かおる 針 谷 正 夫
広 瀬 義 明 氏 家 晃 福 富 善 明
福 田 裕 司 大阿久 岩 人 小 堀 良 江
関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	瀬下昌宏
保健福祉部長	首長正博
子ども未来部長	石川いづみ
生活環境部副部長兼 市民生活課長	田嶋律子
交通防犯課長	田中正和
保険年金課副主幹兼 医療給付係長	村上匡由
環境課長	福田欽也
クリーン推進課長	糸井孝王
福祉総務課長	田中典行
福祉総務課主幹	江田 曉
障がい福祉課長	廣田智之
高齢介護課長	寺内均
健康増進課長	白石孝江
健康増進課新型コロナウイルス 感染症対策室長	佐藤正実
子育て支援課長	神長利之
子育て支援課主幹	松本佳久

令和4年第5回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和4年9月6日 午前9時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第100号 栃木市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 2 議案第104号 栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第105号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

日程第 5 議案第 94号 令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第 95号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（白石幹男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（白石幹男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（白石幹男君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第100号 栃木市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第100号 栃木市犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は13ページから19ページ、議案説明書は7ページであります。初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書7ページをお開きください。提案理由であります。犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らせることができる地域社会の実現に寄与するため、栃木市犯罪被害者等支援条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書13ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、14ページをお開きください。条例の内容につきましてご説明させていただきます。まず、第1条であります。誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を予防するにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要であることから、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ること、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現

に寄与することを目的として定めております。

第2条では、犯罪等、犯罪被害者等や犯罪行為など、この条例における用語の意義を定めております。

15ページを御覧ください。第3条では、基本理念として犯罪被害者等の支援は、個人としての尊厳が重んじられ、被害状況等に応じて途切れなく関係機関が相互に連携して行わなければならないことを定めております。

続きまして、16ページをお開きください。第4条から第6条では、市、市民等、事業者の責務をそれぞれ定めております。

17ページを御覧ください。第7条では、犯罪被害者等からの相談への対応や犯罪被害者等が必要とする情報の提供等について定めております。これは、一般質問でもご答弁したとおり、ご自宅への専門家の派遣による相談等も行うこととしております。

第8条では、遺族や重症病を負った犯罪被害者等に対する見舞金の支給について定めております。遺族見舞金として30万円、重症病見舞金として10万円と定めております。

18ページをお開きください。第9条では、警察や公益社団法人被害者支援センターとちぎ等との連携による再被害や二次被害の防止など安全の確保について定めております。

第10条では、犯罪被害により現住所に住めなくなった際には、必要な施策を講じて住居の安定を図ることを定めております。

第11条では、支援に関わる市職員の育成や資質向上に努めるとともに、あらゆる教育活動を通じて生命尊重、人権尊重の教育を推進することを定めております。

第12条では、市民等や事業者の理解を増進するための施策の推進を規定しております。

次の第13条では、犯罪被害者支援団体等の活動促進を図る情報提供、助言等の支援について定めております。

続きまして、19ページを御覧ください。第14条では、犯罪被害者等の支援を適切に行うための意見や要望を把握することについて定めております。

次の第15条では、社会通念上妥当でないと認められるときには、市は支援を行わないことができることについて定めました。

第16条につきましては、委任の規定となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものであります。

最後に、経過措置としまして、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族または重症病を負った者について適用するというものであります。

以上で議案第100号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例は必要なのかなと思っているのですけれども、幾つか質問させていただきます。

まず、県内でこれと同じような条例を制定している実績というものはどの程度あるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 県内の14の市のうち、宇都宮市を除く全市において策定済みまたは策定予定であります。先に先行しておりますのが小山市、鹿沼市、大田原市、さくら市がもう既に制定済みであります。あと、町につきましてもほぼ全町が制定予定、もしくは高根沢町はもう既に制定済みであります。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この犯罪被害者支援の対象者というものは、栃木市民だとは思っているのですが、過去3年対象となる方というのはどのくらいの人数になるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 過去5年の発生状況ということでもよろしいでしょうか。過去5年、条例制定ではないのですが、補正の段階で補正を算定する根拠として調査したところなのですが、殺人、遺族見舞金の対象となるもの、過去5年間で4件でした。それから、重症障がい、重症病見舞金の対象となる件数が合計過去5年で10件とありますが、ただ市内における認知件数でありまして、市民ということでは限られていない、そこまでうちのほうで把握することができていないということでもあります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例を読んでいくと、関係機関と連絡を取りと書いてあるのですけれども、そういうのって警察に聞けば栃木市民が何名だというのは教えてくれないのですか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） まだ市自体の条例が制定前でございましたので、当然関係機関に問合せをすれば情報としては取得できると思っておりますが、関係機関といっても被害届を警察のほうに出せば市民だということは分かると思うのですけれども、ただ連携という部分では、そういう情報提供は警察のほうから当然受けることはできます。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 対象者を把握するというものは、市ではできないと思うのですけれども、
どういうふうにして把握していくのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 被害を受けて、多分事件化で表に警察のほうもこういう事件があった
というのはマスコミ等に公表するのだと思うのですけれども、その前にこの条例が制定されたこ
とによって、この関係機関との連携というものがございますので、当然こちらから問合せ、もしく
は向こうから市民だよという情報が得られるという、情報提供があるかもしれませんが、そ
こら辺は今後関係機関、当然警察等々との連携を図っていければと思っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今向こう側と言われたのですけれども、話だと警察なのかなと思うので
すけれども、警察でよろしい。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 警察となります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、議案書の16ページになるのですけれども、第4条で下の辺で犯罪
被害者等の支援に関する施策を制定し及び実施するものとするところなのですが、この施策の制定と
いうものは具体的にどういったものなのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 現在考えているのが、犯罪被害者等の生の声を聞くとか、そうい
う講演会とか、今回もうちょっと先なのですけれども、犯罪被害者等のパネル展というのもこの市
民スペースで開催して、より犯罪の被害者に対しての差別や偏見などをなくすような催物を考えて
おるところでございます。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そういうイベントみたいなことが市の責務としてという形なのですか。
もっと具体的な何かというイメージでいたのですけれども、そうではないということですね。

今度は、17ページの第7条の2ということで、市は窓口を設置するものとするところのですけれ
ども、これはどこが担当することになるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 生活環境部交通防犯課が総合窓口となります。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は第8条になるのですけれども、第8条第2項第1号で、遺族として規則で定めるものというふうにあるのですが、また19ページの第16条で規則で定めるとあるのですが、この規則というのはいまできているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 策定済みでございます。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは、よくほかの事案でもそうなのですけれども、条例だけは出てきて、規則は後でつくりたいなことがあるのですけれども、規則もできているのであるならば、これもぜひ提供してほしいと思います。多分例規集の中とかは、まだ条例自体がないので、出ていないと思うのですけれども、やはりここに条例から委任されているということは、規則のほうも資料提供をしていただければと思います。大丈夫ですか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 制定後、規則のほうも議員の皆様には提供させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それでは、18ページの第13条ということで、この中には情報の提供、その他必要な支援を行うものというふうにあるのですけれども、必要な支援ということは、これは金銭面での支援、財政面での支援というものも含まれているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 民間支援団体ということで、先ほどご説明の中にも出てきた公益社団法人被害者支援センターとちぎというところに負担金ということで、これは市長会協議の負担金だったと思うのですけれども、その中で令和3年度の負担金としては32万2,600円ということで負担金を支出しております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 公益社団法人センターにはお金を出していると、これずっと出していたのですか、今の話だとそういうふうにかえるのですけれども。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 多分これがこの組織、公益社団法人被害者支援センターとちぎが設立された当初から、ちょっと金額まで確認は当初の部分にはできないのですけれども、この32万

2,600円というのはここ数年この金額だったと思うのですけれども、それで支出をしております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 直接今ずれてくるかもしれないのですけれども、今まで予算書、決算書でそういうものが上がってきていなかったの、お金出していると思わなかったのですけれども、出しているということなのですね。先ほどの話だと、市長会を通じてみたいなのを言われていたのですけれども、今回も市長会に払って、市長会からそちらのほうに行くという形なのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 市長会で協議の上金額が確定をして、市の交通防犯課の予算から支出をしているというところでございます。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これで最後になると思うのですけれども、19ページの附則のこの条例は公布の日から施行するということなのですから、公布というものはいつになるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 令和4年10月1日を予定しております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほかありますか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之） 大変有意義な条例案だと思います。何点か質問させていただきたいのですが、上位法では1980年代から制定されて何度か改正されましたけれども、こんな大変有意義な条例案を今のタイミング、もうちょっと早くてもよかったのではないかなと思いますけれども、今のタイミングになる理由をお示してください。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） まず、大本が災害被害者等基本法というのが平成16年に制定され、施行されたと思うのですけれども、その時点では国、地方自治体それぞれの地域に合った施策を講じなさいよというようなことが犯罪被害者等基本計画というのに盛り込まれておまして、令和3年の3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを受けて、そこから全国的に制定をしなさいよというようなものがこの中に盛り込まれておまして、それから全国的に動き出したというような流れで今現在になってしまったということになります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之） ありがとうございます。この条例案の文には、今までやられてきたことを明文化したということもあるかと思いますが、新しく規定をされた、新しいメニューになったということはありますか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 新しくといいますか、新規の条例制定ですので、国からある程度示された市町村の基本条例というのでしょうか、条立てを基にこの条例をつくったので、その支援とか、そういったものに関わる部分というのは当然今まで、ただ規則のほうで支援の栃木市独自のものとして、パートナーシップの方にも遺族見舞金というものを支給できるような規則として定めております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 内海委員の関連的な質問になるのですが、第7条第2項で窓口を設置する交通防犯課ということなのですが、ちょっと確認なのですが、新たに専門的な人員を配置するとか、それとも現状のままの窓口になるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 今現在、交通防犯課、交通防犯係と公共交通対策係2係あるのですが、交通防犯係のほうで現状の体制で引き受ける。ただ、今後こういったものの件数などによって人員を要求したり、また部署がちょっと違うものですから、そちらにいろいろ協議、要望はしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 窓口が本当に忙しくなるほどになっては困るとは思いますけれども、専門的な人員配置をお願いしたいと思います。

それと第16条です。10月1日から施行されるということなのですが、第2項で第8条の規定はということで見舞金かと思うのですが、4月1日以降に発生した犯罪行為により対象になるということなのですが、4月1日から遡る理由をお聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 犯罪被害者でなぜ戻るかというところなのですが、本来4月1日から制定をして施行できればよかったのですが、今の時期になってしまって、4月1日に遡ることなのですが、犯罪被害の方がすぐに被害届を出されて、すぐこの見舞金を請求するというところもできるということがないと思いますので、4月1日、ちょっと答弁になって

いないですね。年度の途中で制定したものを4月1日にする理由としては、やはり亡くなった方、被害者の障がいや重症病の見舞金を受ける方の幅を広くとといいますか、年度で対応していければと考えての遡ってのところですか。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） であれば、先ほどもお話に出ましたけれども、昨年度中にこれを上程されてもいいのではなかったのかなというふうに私は思っております。

それで、4月1日以降に発生した犯罪ということなのですが、その該当される件数とかは分かるでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） すみません、青木委員、こちらメモ書きが届いて、その前の質問での答弁が届いたものですから、すみません、ご質問をちょっと聞きそびれてしまったので、申し訳ございませんが、再度ご質問をもう一度お願いできますでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 後のほうの質問ですか。

○交通防犯課長（田中正和君） はい。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 令和4年4月1日以降から見舞金が発生するということなのですが、その対象者は4月1日以降、今年度に該当する対象者はいらっしゃるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） 今年度の対象者としては、今年度、令和4年4月1日午前零時以後に発生した犯罪が対象となります。

先ほどなぜかというところですが、よろしいですか、引き続きその前の質問で、4月1日に遡る理由としては、県内各市町に合わせる、栃木市民だけではなくて一緒に、例えば栃木署内ですと壬生町もありますけれども、そういったところに合わせて4月1日に遡るところです。あと、今後また被害届を出された方でも十分間に合うというようなところがありましたので、4月1日に遡ることになります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 4月1日以降起きているのですか。

田中交通防犯課長。

○交通防犯課長（田中正和君） すみません。4月1日現時点ではゼロ人ということになります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） なしという声もありましたので、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、委員の皆様には少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第2、議案第104号 栃木市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下生活環境部長。

○生活環境部長（瀬下昌宏君） よろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第104号 栃木市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は34、35ページ、議案説明書は40ページから43ページまでであります。それでは、初めに議案説明書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の40ページをお開きください。提案理由であります、子ども医療費の助成対象者を拡大するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります、子供の定義を改めることとあります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、42、43ページを御覧ください。栃木市子ども医療費助成に関する条例第2条は、子供の定義について規定をしておりますが、第1項中「15歳」を「18歳」に改めるというものでございます。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、議案書の34ページを御覧ください。34ページは制定文、35ページが改正文になっております。改正内容につきましては、議案説明書によりご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

35ページ中段の附則についてであります。本条例は令和5年1月1日から施行するというものであります。

また、経過措置としまして、改正後の栃木市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に関する助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 15歳から18歳に変更するに当たり、対象人数というのはどのくらいなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） 高校生18歳の方なのですけれども、大体約4,200人になっております。数でいうと4,156人というのが試算で使わせていただいた数字になっております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 18歳に歳を上げたということに対しての医療費補助のおおよその予算というのはどの辺を見ているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） 拡大分につきましては、年間で約9,800万円を想定しております。

以上になります。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） この条例に対して令和5年の1月1日という日付にしたのですけれども、よく私なんか思うのですけれども、4月1日からとか、そういうけじめのいいときなんかがいいのか

な、切替え時期だと思うのですけれども、その辺はどう思っているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 瀬下生活環境部長。

○生活環境部長（瀬下昌宏君） お答え申し上げます。

この件に関しましては、4月、年度区切りということはもちろんいいわけですが、もちろん早ければ早いほどいいということですが、まず令和5年1月1日にしたのは、これを翌年度、令和5年度にするよりも少しでも早くこの制度を実施したいということで、年度の途中にはなりますけれども、令和5年1月1日から施行したいという形で条例のほうをつくらせていただきました。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そうであれば、議会通った後の10月1日とかというふうにしたほうがいいのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 瀬下生活環境部長。

○生活環境部長（瀬下昌宏君） お答えいたします。

こども医療費助成制度につきましては、これはまず登録の申請をしていただく必要性がございます。その関係で、これを議決いただけましたらば、すぐに周知をしまして、各対象者の方に資格の登録をお願いさせていただきます。そのほかに各医療機関にも、これからは栃木市に関しては高校生まで受給者証を見せていただければ窓口での負担なくなりますよというような、そういった周知等も必要になってまいりますので、その事務スケジュールを考えて最大限できるのが1月1日からというふうに判断させていただいたところです。

以上です。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） いいことだとは思っているのですけれども、ただ今の16歳だとか17歳だとか18歳というものは新しい制度を親御さんは知らないと思うので、周知は重要になってくるのかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 瀬下生活環境部長。

○生活環境部長（瀬下昌宏君） 条例の制定後、各受給対象者には個別に通知のほうをいたします。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それというのは、だから子供の受給者証というものを送って、そこに案内文が書いてあって18歳までは無料ですよというものになるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） お答え申し上げます。

まず、個別に通知というのは、新たに受給資格を取得する方に対して登録をしてくださいという登録の申請書になります。その中には、拡大された旨の周知を同時にさせていただく予定になっております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、登録しなかったら恩恵は受けられないということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） お答えいたします。

まず、受給資格を受けていただくためには、保険診療分ということになりますので、現在の保険であるとか、そういった諸手続を登録していただく必要がございますので、登録というのは必須のことになります。

以上になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その登録をし忘れたとかということになると、この制度には乗らないということなののでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） お答えいたします。

本市のこども医療費助成は現物給付になっておりますので、医療機関で受診する際には受給資格者証の提示が求められますので、助成を受けていただくためには、やはり登録をお願いすることになります。また、登録がお済みでない方には追って勧奨通知であったり、お知らせでしたいと考えております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之） そうすると、内海委員の関連で、例えば6月に登録して、その間医療機関かかって、遡及してということにはできるのですか。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） 制度自体が1月からスタートということになりますので、遡及するものと考えております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

村上保険年金課副主幹。

- 保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） 医療費助成は、診療月から1年間で申請可能になりますので、受給資格者証がないときには医療機関で領収書でお支払いして、保険分の領収書をお持ちだと思っております、それをお持ちいただいて診療月から1年以内に申請していただく。受給資格登録後になると思うのですけれども、そういったことで助成は受けられることと思います。

以上です。

- 委員長（白石幹男君） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、議員の皆様には少しお待ちを願います。

〔執行部退席〕

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（白石幹男君） 次に、日程第3、議案第105号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

- 環境課長（福田欽也君） 環境課の福田です、よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第105号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は36ページから40ページ、議案説明書は44ページから53ページでございます。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の44ページを御覧ください。まず、提

案理由でございます。皆川城内町にあります栃木市聖地公園に合葬墓地及び区画墓地第9種を設置するに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市墓園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、初めに墓所の種別を定めること、2つ目に墓所に係る規定を区画墓地に係る規定と合葬墓地に係る規定に改めること、3つ目に永代使用料を改めることでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。恐れ入りますが、46ページ、47ページを御覧いただきたいと思っております。改正案第3条であります、墓所の種別を追記するものであります。区画墓地、合葬墓地を追記し、区画墓地は1つごとに区画された墓所、合葬墓地を多数の焼骨、遺骨と一緒に埋葬する墓所と規定いたします。

第5条につきましては、今までの使用制限のほかに、第13条で規定されていた区画墓地の制限を第5条2項といたしまして、参考といたしまして合葬墓地の内部には一般の人は立ち入れないことといたします。

第9条、使用権の承継についてであります、字句の整理を行いまして、第1項において区画墓地については使用権を承継することができますが、合葬墓につきましては承継をすることができないといたします。第2項につきましては、使用権の消滅を10年から7年に変更させていただきたいと考えております。

第10条につきましては、今まで第11条であったものを字句の整理を行いまして第10条といたします。

48ページ、49ページを御覧ください。第11条につきましては、使用権の取消しとし、今まで第10条の条文を第1号、第2号と分けまして、第3号で合葬墓につきましては、使用承認後3か月以内に埋蔵することと定めます。このことによりまして、間接的に生前の合葬墓地の申請を制限することになります。第4号につきましては、これまで管理手数料の滞納につきまして規制がありませんでしたが、3年度分滞納した場合につきましては、使用権を取り消すことができるといたしまして、滞納を抑制する効果を期待しております。第2項につきましては、字句の整理を行っております。

第12条につきましては、永代使用料につきまして定めております。51ページ別表第1を御覧いただきたいと思っております。新規墓地であります区画墓地第9種につきましては25万円、合葬墓地につきましては1体につき10万円といたします。

49ページにお戻りいただきたいと思っております。永代使用料の特別な理由であります、ここで議員研究会のときにご説明をいたしました、現在市営墓地を使用している方が合葬墓へ改葬する場合の永代使用料は、焼骨1体分のみ無料ということの規定いたします。規則の案を読み上げさせていただきたいと思っております。永代使用料の特例規則第14条、条例第12条第1項ただし書の規定により、規則で定められる永代使用料による場合は、区画墓地の利用者が区画墓地を返還し、合葬墓地へ焼骨、

遺骨等を改葬する場合とする。ただし、区画墓地の返還に当たり10万円以上の永代使用料の還付を受けた場合を除く。第2項、前項に規定する場合の合葬墓地の永代使用料は、焼骨、遺骨等1体目は無料といたしまして、2体目から1体につき10万円とするというような規定を規則で行いたいと考えております。

第13条につきましては、第14条であったものを字句の整理を行いまして第13条といたしまして、別表2につきましては省略となっておりますが、栃木市聖地公園は1年につき1平米当たり1,100円と規定されておりますので、第9種の新規墓地につきましては2,200円となります。合葬墓につきましては、管理手数料の規定はございません。

第14条につきましては、一度合葬墓に納骨されますと遺骨は返還できないことと規定しております。合葬墓に納骨する場合は、しっかりと説明を行いまして、返還ができないことを了承いただきたいと考えております。

以上が改正案の内容となります。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきます。条例の制定文につきましては、先ほどの新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

議案書の40ページを御覧ください。施行期日ではありますが、令和5年3月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例自体は問題ないのかなとは思っておりますけれども、この中でちょっと気になるのが第9条、10条あたりなのですけれども、第9条というか、7年で返還してもらおうという形になると思うのですけれども、返還というか、使用権がなくなる、そこにあったお骨等はこの合葬墓に入っていくという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今のところそのようなことを考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 使用を返還された場合に、そこにお骨があって合葬墓に入れるというときには10万円かかるのですよね。7年間使用料を払わなかったら使用権が消滅してしまうので、そこにあったものも同じように、お金取る場所はないから10万円は取らないけれども、合葬墓のほうに入っていくということでよろしいのですよね。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

- 環境課長（福田欽也君） そのとおりでございます。だから、この第9条におきまして使用权を停止するとかということにつきましては、しっかりと調査をいたしまして、そういうことがないようにしたいと考えております。
- 委員長（白石幹男君） そのほか。
内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 規則で定めるということなのですから、規則ってできているのですか。
- 委員長（白石幹男君） 福田環境課長。
- 環境課長（福田欽也君） 規則の案につきましては、庁内では合意を諮りまして、案につきましてはできております。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 施行が3月の1日ということなのですから、中途半端だなど思うのですけれども、それって何か理由があるのですか。
- 委員長（白石幹男君） 福田環境課長。
- 環境課長（福田欽也君） 一応当初の計画が今年度中に供用開始をするということになっていますので、何とか今年度中ということで3月1日とさせていただいたところでございます。
- 委員長（白石幹男君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 7年間お金を払わなかったということに対しての納骨堂へ入れるということでしょう、区画から。その区画のお金が払えない人が墓地に対しての石塔とか、そういう処分はどのように考えているのでしょうか。
- 委員長（白石幹男君） 福田環境課長。
- 環境課長（福田欽也君） 7年間払えなかったらというよりも、所在が分からなかったらということとして、所在が分からない人はいないようにということでは考えておるのですが、もしこのようなことが発生した場合につきましては、市のほうの負担でそういった墓石等は撤去せざるを得ないのかなと考えております。
- 委員長（白石幹男君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） それは、一つこの中に入れておいたほうがいいのではないのですか。管理ができない、いなくなったという場合にはもうどうしようもないのかもしれないのですけれども、一筆書いておかないと、全部市で石塔を処分するのだと相当の金額になると思うのですけれども、どうなのでしょう。
- 委員長（白石幹男君） 福田環境課長。
- 環境課長（福田欽也君） もちろん市で全部撤去するということになりますと大変な金額になりますので、そのようなことが起きないように、まず滞納者とか、そういったことが今までなかったこ

とにつきましては、3か年滞納するといろいろ罰則等もありますよというような話で、ないようなことをさせていただきたいと、あとは7年間というのはあくまでも所在不明ということですので、所在不明がないというようなことを調査はしっかりしていきたいというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 合葬墓地なのですけれども、これ何体ぐらい考えておりますか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 一応2,600体ということでございます。計算上では20年間で2,600体ということではあるのですが、ただ近隣の状況を見ますと、小山市が合葬墓に入れるのが年間80体ということですので、実際は30年以上はもつのではないかと考えております。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっと驚きました。100体ぐらいで終わりなのかなって内心思っていたものですから、2,600体も入れるということだと、30年だかどうだか分かりませんが、今ちょっとそれを見たときに永代使用料なのですけれども、4種から7種、栃木市の聖地公園になるのですけれども、このことについて内容が意味がちょっと分からないところがあるので、教えていただきたい。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） ご質問の意味がよく取れないのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 第4種と第8種につきましては、いわゆる自由墓域と言っていて、それ以外の墓地については1人1区画ということになっているのですが、第4種、第8種につきましては、続きで2区画を購入されてもいい、その分大きな墓地を造っていいというような墓地になっているということなので、第4種、第8種につきましては例外ということになっております。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） まとめてその場所を購入することができるということ。それとちょっと教えてもらいたいののですけれども、これは全体的に何区画あるか分かれば教えていただきたい。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） それは第4種と第8種、全部。

○委員（梅澤米満君） できれば全部教えてもらいたい。

○環境課長（福田欽也君） 栃木市の聖地公園が第1種につきましては177、第2種につきましては168、第3種につきましては344、第4種につきましては152、第5種につきましては555、第6種つ

きましては198、第7種につきましては600、第8種につきましては88、これから第9種が200ということになっております。

○委員（梅澤米満君） 藤岡は。

○環境課長（福田欽也君） 藤岡は中根墓地が270区画、太田墓地が78区画、あとは都賀も。

○委員（梅澤米満君） 大丈夫です。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今栃木市の藤岡中根墓地は270と太田墓地が78ということなのですけれども、この墓地については空いているというところがあるのですか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今空いているというところはありません。正確に言いますと、2区画今返還をいただきまして、その2区画につきましては既に紹介をさせていただいているような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員、あまり議案と関係ないようなのですけれども。

○委員（梅澤米満君） 申し訳ありません。墓地がなくて困っている人たちが非常に多いような話を聞くのですけれども、増設するような考えというのはないのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 窓口等で対応していきまして、墓じまいをする方が非常に増えているのかなというような感じを受けております。それなので、合葬墓というものを整備いたしまして、なるべく墓じまいをしたい方は合葬墓のほうに誘導いたしまして、区画墓地で管理しきれない方につきましては空けていただくというようなことで考えておりまして、今のところ増設ということについては予定はございません。

○委員長（白石幹男君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 合葬墓の件でちょっとまたお聞きしたいのですが、20年間で2,600体の予定をされているということなのですが、合葬墓に関しては墓地とか霊園によって様々な形があると思うのです。首都圏でも私も何か所か見たことあるのですが、そのイメージがちょっと湧かないのですが、1つの合祀があって6件とか8件とかを一緒に合祀するとか、またもっと広いエリアに多くの納骨するとかあるのですが、イメージ的にどんなものかちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 合葬墓のこんな形ですよというのは、6月1日に議員の皆様にお示しはさせていただいたかと思うのですが、あそこの地下にコンクリートで部屋を造りまして、そこに遺体を納骨すると。普通今は骨壺に入れて保管されている方が多いと思うのですが、合葬墓につき

ましては骨壺でお預かりをいたしまして、これをさらし袋にこちらのほうで入れ替えまして、さらし袋の状態での地下の、カロートと言っているのですが、地下の埋蔵室のほうに納骨させていただくというような感じでおります。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） といいますと、お骨はもう多くの方が一つになるというイメージでよろしいのですか。私が合葬墓というのを見た限りでは、一件一件また違う合葬墓のやり方もあるのですが、そういったやり方でよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） その1つのカロートの中にご遺体を全部納めさせていただくということになります。したがって、合葬墓に一度お納めいただいたお骨につきましては、返還ができないというような規定を設けさせていただいているところでございます。

○委員長（白石幹男君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。

ここで執行部の入替えを行いますので、委員の皆様は少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

○委員長（白石幹男君） 1時間たちましたので、ここで暫時休憩いたします。

(午前10時02分)

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議案第93号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第4、議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいても結構です。

田嶋生活環境部副部長兼市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） よろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、栃木市第5次補正予算の42ページ、43ページをお開きください。2款1項16目諸費につきましては、補正額8,737万4,000円の増額であります。右側説明欄の1行目、犯罪被害者等支援見舞金につきましては、新たな条例の制定に伴い、扶助費を補正するものであります。

次の国県支出金返還金（高齢介護課）につきましては、令和3年度疾病対策補助金として介護保険施設に入所する高齢者に対しPCRの検査の実施をいたしました。実績額が交付金額を下回ったことから、返還が生じたため補正するものであります。

次の国県支出金返還金（子育て支援課）につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に伴い、事業費及び事務費における必要経費が当初の見込みを下回ったことから、返還金が生じたため補正するものであります。

続きまして、46、47ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正額785万1,000円の増額であります。4節共済費につきましては、職員課所管となりますが、本年10月から会計年度任用職員及び短期間勤務再任用職員が市町村職員共済組合に加入することに伴い、社会保険料を減額し、市町村共済組合負担金を補正するものであります。以下、4節共済費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

12節委託料、説明欄、戸籍情報システム改修委託費につきましては、戸籍情報システム改修費等の戸籍事務内連携のための機能整備業務委託費を補正するものであります。

続きまして、52、53ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、補正額56万円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでいました所属の人数や役職等の変更が生じたために差額が発生し、補正をするものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由に補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

3款1項2目障がい福祉費につきましては、補正額478万6,000円の増額であります。説明欄の社

会福祉施設整備費補助金につきましては、共同生活援助施設、いわゆるグループホームを新たに年度内に整備する申出が2件あったことから、新築分1件につきましては300万円、改修分1件につきましては178万6,000円の合計を補正するものであります。

続きまして、3款1項3目高齢福祉費につきましては、補正額2,074万7,000円の増額であります。説明欄の1行目、介護保険特別会計繰越金につきましては、令和4年10月から施行される介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費に係る事業費が見込みより増額となり、介護保険特別会計へ繰り越しするため補正するものであります。

説明欄2行目、老人福祉施設整備事業補助金につきましては、高齢者グループホーム防災改修等工事を追加で行うため補正するものであります。

続きまして、3款1項4目高齢福祉施設費につきましては、補正額33万6,000円の増額であります。説明欄1行目、さくらホーム管理運営費につきましては、西方さくらホーム敷地内の樹木が電線に接触し危険な状態で剪定することから、補正するものであります。

続きまして、54、55ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、補正額340万円の増額であります。説明欄1行目の子育て支援課一般経常事務費につきましては、子ども食堂を新たに1団体が実施する予定のため、子ども食堂開設運営補助金が不足となることから、補正するものであります。

説明欄2行目の学童保育事業費につきましては、民間の学童保育が行う職員の処遇改善に対して、本年2月から9月までの期間は国の放課後児童支援員等処遇改善特例事業による処遇改善補助金で対応してきましたが、事業の期間が終了する10月以降につきましては、子ども・子育て支援交付金により同様の措置がされることから、民間学童保育に対する放課後児童健全育成事業委託料を補正するものであります。

3款2項3目母子福祉費につきましては、補正額2,959万4,000円の増額であります。説明欄の子供・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、こども医療費助成制度における助成対象を令和5年1月から高校生まで拡大することに伴い、補正するものであります。

続きまして、56、57ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費につきましては、補正額1,124万2,000円の増額であります。説明欄2行目の物価高騰対策生活困窮者自立支援金支出事業につきましては、物価高騰の影響を受けやすい生活困窮者世帯を支援するため、扶助費375万円と事務実施に必要な事務費2万2,000円を補正するものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費につきましては、補正額220万9,000円の増額であります。説明欄の急患センター管理運営委託事業費につきましては、急患センターの利用方法やコロナ禍における医療機関の関わり方に関する市民周知用のパンフレットを作成するため、印刷製本費を補正するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（白石幹男君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） 続きまして、歳入の所管部分につきましてご説明申し上げます。

予算書32、33ページをお開きください。15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、2,683万3,000円の増額であります。説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカード普及事業による委託料の増額に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

下の段、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍情報システム改修費等の戸籍事務内連携のために機能整備に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、2,070万3,000円の増額であります。説明欄、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者グループホーム防災改修等工事経費補助金2施設分に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、110万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、16款2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、110万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する県補助金を増額したいというものであります。

次に、3節生活保護費補助金につきましては、377万2,000円の増額であります。説明欄、物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業費補助金につきましては、物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業に対する県補助金を増額したいというものであります。

34、35ページをお開きください。19款2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては、10万円の増額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、子ども食堂開設運営補助金を増額する子育て支援課一般経常事務費の財源に充てるため、子ども未来基金繰入金を増額したいというものであります。

次に、23目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、40万9,000円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、急患センター管理運営委託事業費の増額に伴い、その財源に充てるため新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を増額したいというものであります。

続きまして、継続費の説明をいたしますので、予算書7ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）補正後の欄、4款2項とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業につきましては、とちぎクリーンプラザの延命化に向けた取組を推進するため、とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事として継続費用を既に設定しておりましたが、施工監理業務につきましても本事業に含めることとしたため、事業名の変更と金額を5,210万1,000円増額したいというものであります。

以上で歳入等の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出継続費を一括して審議したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出継続費を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願ひます。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、47ページの戸籍情報システム改修委託費ということで、この時期にこんなことをするのかなと思うのですけれども、事業の内容を教えてくださいませんか。

○委員長（白石幹男君） 田嶋市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） お答えいたします。

こちらの改修なのですが、マイナンバー制度を利用して全国の戸籍情報を連携させ、令和6年施行に新たなデジタル化した戸籍事務に対応できるシステムの環境をつくっています。そちらのほうで改修工事、補助率は100%なのですが、こちらのほうは住基の人口割とか、そちらのほうで想定事業費が補正されます。こちらの改修工事によって広域交付、あとは届け書のデータ化、全てデータ化をして読み込むような準備をさせていただきます。それに伴ってセキュリティーの高い指紋認証機を導入したり、各支所にも機械が置いてありますので、そちらのほうの改修も行っていく予定です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） いろいろやるのだなというのだけは分かったのですけれども、環境をつくるというのも今もつながっているはずだし、どういうことなのかなと思うのですが、分かりませんか。

○委員長（白石幹男君） 田嶋市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） すみません、不慣れで。機械自体が法務局にデータが行く機械が新しく導入されまして、それに対して整備がなかなか追いついていかないのですけれども、そちらに伴って戸籍の電算化、データ化を整えているという状態です。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今の中で法務局という言葉が出たと思うのですけれども、法務局とつながるのですか。

○委員長（白石幹男君） 田嶋市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） 大変申し訳ございません、法務省です。戸籍事務なのですが、こちらのほうに付票と戸籍がありまして、両方とも法務局のほうで取り扱っているのですが、戸籍付票というのは、住民票と同じような住所とかが書いてあるものがありまして、こちらの関係については別枠でまた予算を取っている状態なのですけれども、今回に対しては法務省に届ける婚姻届だったりとか死亡届とか、そういったものをスキャンでデータ化をして保存するという作業を行っていく予定です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） マイナンバーを利用するということは、J-LISという地方公共団体何とかかんとかというのがあるのですけれども、よく分からない団体からいつも私たちに請求が来ているのですけれども、それとこれは絡むのですか。

○委員長（白石幹男君） 田嶋市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） 戸籍付番をする場合は、それと絡んできますが、それとは全く違って、付票とは違う流れで現在の自治体で持っている届け書とかを法務省のほうに吸い上げるという、データ化をするという仕事を今回の補正で行う予定です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 戸籍事務というものは、法務省が行うのではなくて地方自治体が行うのですけれども、法務省がデータを持っていくというか、見られる状態にするということなのですか。

○委員長（白石幹男君） 田嶋市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） そのとおりでございます。将来的には広域交付という形で戸籍が共通化するところを目的に今準備をしているところですが、今の段階では副本と、あと届け書を読み込んでいるという状態です。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 57ページの生活保護総務費の中の扶助費が上がるということなのですが、これはもちろん収入認定されませんよね。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） こちらの物価高騰対策生活困窮者自立支援金につきましては、生活保護受給者の方には支給されない形になっておりますので、収入認定とは関係ない形になります。基本的には……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 制度の説明をちょっとさせていただければと思うのですけれども、こちらの支援金なのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮に陥った方に対す

る自立支援の一環として行われるものでありまして、対象者なのですけれども、今現在行っております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、こちらの再支給を受けた世帯ですので、今言いましたコロナの自立支援金なのですけれども、仕事の状況ですとか収入の状況が改善しない場合は、再支給といった形で2回受けられる形になるのですが、その再支給を受けた世帯、もしくはその再支給が決定となった世帯が対象となります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 県の事業でということですよ。あと、対象者が栃木市内だと何人を想定しているのかというのをお願いします。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 現時点では75世帯見込んでおります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 説明では職員課が対象ということなので、給料が420万円上がっているということは、これ正規の職員が増えたというふうに見えるのですけれども、職員が増えたということによろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 生活保護の担当の職員は増えてはおりません。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 部長、職員が増えたのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） この部分のところの人件費の補正は、担当のほうから説明があったかと思うのですけれども、人件費予算というのは前年度に来年この部署に大体こういう職員、この年代層の職員を何人ぐらい配置して、それで給料的には幾ら、時間外的には幾らというような、そういう積み上げ積算を行っていきますけれども、現実的にはその後の人事異動で職員の構成、例えば年齢構成であるとか、そういうものというのは若干変更が生じます。その変更が生じた部分のところというのを今回この補正の中で補正として上げて、どうしても支出をしていかななくてはならない部分のところについては、職員課のほうで割り振りをして補正を上げているというような、そういう考え方というふうに理解しております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これも部長にお聞きしますが、端的に言って職員は増えていないということによろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 生活保護の関連の部局につきましては、職員数は増えておりません。現実的には国、県のほうで指導を受けている生活保護のケースワーカー数を今充足しております。その部分のところなので、職員については増加はないというような部分になっております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、委員の皆さんは少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第5、議案第94号 令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下生活環境部長。

○生活環境部長（瀬下昌宏君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第94号 令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の13ページを御覧ください。令和4年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,195万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明をいたしますので、102ページ、103ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額638万円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課の所管となっておりますが、定期人事異動に伴い人員配置が増員となったため、職員の給料等につきまして不足が見込まれることから、増額補正するものでございます。

次に、104、105ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費であります。4節共済費につきましては、これも職員課の所管となりますが、本年10月から会計年度任用職員が市町村職員共済組合に加入することに伴いまして社会保険料を減額し、市町村職員共済組合負担金を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、100ページ、101ページを御覧ください。6款4項4目2節雑入、補正額638万円の増額でございます。説明欄、後期高齢者医療広域連合委託金につきまして、こちらは高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業のため、企画調整を行う医療専門職が配置されたことから、栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託金が増額されたことに伴いまして、増額補正をするものとなっております。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 確認なのですが、職員が増えること、医療専門職の方を配置することによって後期高齢者医療広域連合のほうから、その方の人権費分が回ってきたという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 村上保険年金課副主幹。

○保険年金課副主幹兼医療給付係長（村上匡由君） ご質問にお答えいたします。

広域連合からの事業を受託することで、その人権費については広域連合からいただくこととなります。

以上になります。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第94号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、委員の皆様は少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第6、議案第95号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） ただいまご上程いただきました議案第95号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたしますので、116ページ、117ページをお開きください。4款2項4目介護保険事業費補助金につきましては、4万4,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。介護保険事業補助金につきましては、令和4年10月から施行される介護保険報酬改定に伴う介護保険システム改修費の2分の1が国の補助となるため増額するものであります。

次に、9款1項4目その他一般会計繰入金につきましては、市持ち出し分の4万4,000円の増額でございます。事業費繰入金につきましては、介護保険システム改修に伴い、事業費が見込みより増額となるため補正をするものであります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。118ページ、119ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費につきましては、8万8,000円の増額であります。介護保険システム改修費につきましては、歳入と同様に介護保険システム改修に伴い、事業費が見込みより増額となるため補正をするものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ自体は問題ないとは思いますが、118ページの補正財源の内訳というところで、特定財源と一般財源に分かれているのですが、116ページのほうではその他一般会計繰入金となっているので、一般会計から繰り入れているのだから、118ページのほうにはその他が一般財源のほうから来るのではないかなと思うのですが、それは違うのですか。

○委員長（白石幹男君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 理屈からするとお金の流れはそういう流れなのですが、この会計は介護保険特別会計なものですから、介護保険という観点で見ます。そうすると、ここの一般財源というのは保険料等が介護保険の一般財源のほうになりまして、補助金であるとか市からの繰入金は特定財源のほうになりますので、書き方的にはこんな書き方になってしまうという状況であります。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（白石幹男君） 以上で常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時54分）